

令和5年度「芽室高校との意見交換」の基本的な考え方

- 令和5年度に実施する事業の基本的な考え方を下記項目に基づいて、担当委員が整理する。
 - 芽室町議会の理念である「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を大前提として、それぞれの項目にふさわしい内容を整理する。
 - 申し送り事項の要素としても意識し、次の担当委員が理解・認識できるように整理する。
 - PDMシートで自己評価することを想定して具体的に記載する。
 - 議長の諮問に係る答申内容（議会・議会改革諮問会議）を踏まえて記載する。
- 1 事業の根拠（条例・規則・規程、連携協定等を箇条書で記載する）
 - (1) 芽室町自治基本条例第3条第6号（議会と議員活動の原則）
 - (2) 芽室町議会基本条例第2条第4項（基本理念）
 - 2 事業の目標
 - (1) 広く町民（若い世代）の意思を把握し、町政に的確に反映させる。（議会基本条例第2条第4項）
 - 3 これまでの経過と課題（R4事業の総括と連動させて記載する）
 - (1) 継続的に事業を実施することにより、目的達成する機会が増す。
 - (2) 生徒との意見交換を通じ、現状の魅力についての長所・短所は具体的に共通認識を図られた。
 - (3) 聴取した意見をどのような道筋で政策に反映していくのかが課題。
 - (4) 事業目標である高校生の声を政策に反映するための議論ができていない。
 - 4 令和5年度事業実施のポイント（目標達成・課題解決のための手段や方策）
 - (1) 議会として、事業実施前に事業の目的と目標を明確にし、議会内の共通認識を図り、それを踏まえて、学校との協議・調整により双方の共通認識を図ってから、事業に取り組む手順とする。
 - (2) 議会として、若い世代の意見を聞く場を常に持てるよう今後も継続して事業を実施し、実施時期・事業内容等については、年度当初から学校側と協議をし、参加人数、事業手法については柔軟に対応していく。
 - (3) 高校生の声を政策に反映させるべく議員間討議を事業終了後に実施する。（PDCDAの「C（チェック）・D（ドゥ）」のイメージ）